

志摩市の給与・定員管理等について

「志摩市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」(平成17年条例第44号)の規定に基づき志摩市職員の任免や給与、勤務条件などについての状況を公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

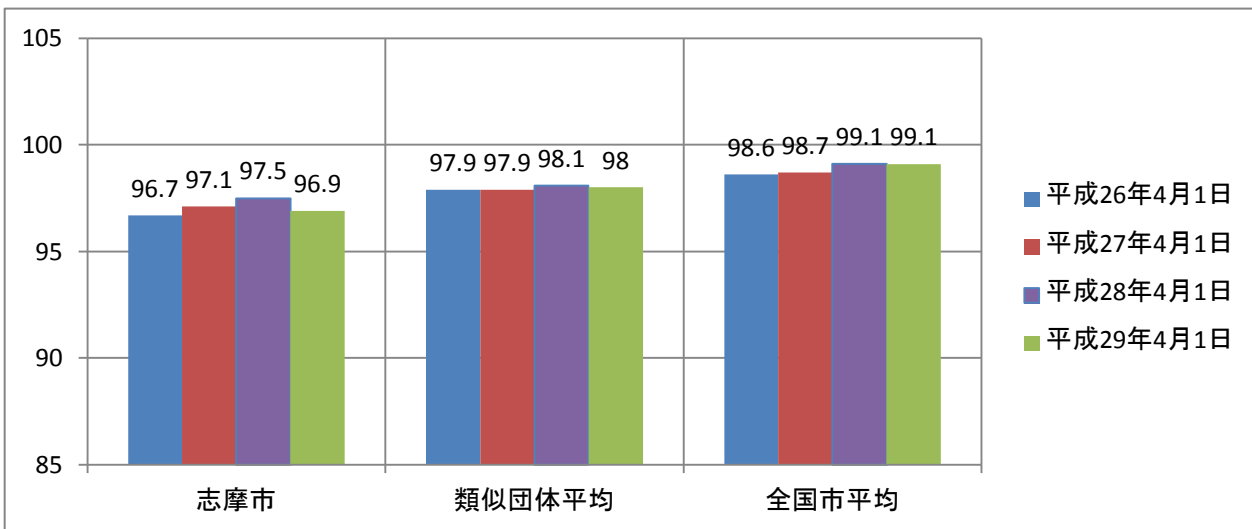
区分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 27年度の人件費率
平成28年度	52,140 人	26,809,360 千円	651,204 千円	4,336,414 千円	16.2%	16.7%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考)類似団 体平均1人当 り給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
平成28年度	544 人	1,960,509 千円	240,783 千円	765,466 千円	2,966,758 千円	5,453,599 円	5,963,000 円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は平成28年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げました。 他の給料表についても一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。 新給料表への円滑な移行のための経過措置として、新たに受ける給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額に満たない場合、その差額を平成30年3月31日まで支給します。 平成27年度から段階的に実施し、激変緩和のため3年間の経過措置(現給保障)があります。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(参考)					
	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の 支給割合	平成29年度の 支給割合
		4月1日時点	遡及改定後		
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%
志摩市の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%

(その他)

区 分	抑制措置	実施期間	内 容
特別職	給料月額の減額	平成20年10月31日から 平成28年10月30日まで	市長の給料月額を20%減額
		平成20年11月7日から 平成28年11月6日まで	副市長の給料月額を5%減額
		平成17年4月1日から 平成28年11月24日まで	教育長の給料月額を5%減額

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
志摩市	43.6 歳	325,409 円	371,470 円	346,140 円
三重県	43.7 歳	347,677 円	443,324 円	—
国	43.6 歳	330,531 円	—	410,719 円
類似団体	42.5 歳	318,443 円	378,165 円	348,066 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
志摩市	49.3歳	87人	287,905円	311,656円	298,129円	—	—	—	—
うち清掃職員	45.6歳	29人	280,359円	309,368円	294,393円	廃棄物処理業従業員	45.7歳	293,000円	1.06
うち学校給食員	49.7歳	13人	294,431円	309,662円	305,854円	調理士	42.3歳	260,400円	1.19
うち用務員	57.4歳	5人	325,200円	328,700円	325,200円	用務員	55.1歳	207,300円	1.59
うち自動車運転手	47.0歳	4人	281,875円	307,064円	293,500円	自家用乗用自動車運転者	62.5歳	220,900円	1.39
うちその他技能労務職	51.2歳	36人	287,117円	312,363円	295,103円	—	—	—	—
三重県	51.5歳	—	350,574円	406,054円	—	—	—	—	—
国	50.6歳	2,722人	286,833円	—	328,360円	—	—	—	—
類似団体	50.9歳	30人	312,670円	340,669円	328,874円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
志摩市	—	—	—
うち清掃職員	5,086,649円	4,023,000円	1.26
うち学校給食員	5,119,548円	3,501,700円	1.46
うち用務員	5,568,251円	2,818,600円	1.98
うち自動車運転手	5,038,483円	2,884,900円	1.75
うちその他技能労務職	5,128,459円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成26～28年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、志摩市においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成29年4月1日現在)

区分	志摩市	三重県	国
一般行政職	大学卒	178,200円	総合職 182,700円 一般職 178,200円
	高校卒	150,500円	154,900円 146,100円
技能労務職	高校卒	143,500円	—
	中学卒	131,700円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成29年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	250,586円	347,700円	372,500円	391,733円
	高校卒	—円	291,100円	350,800円	370,183円
技能労務職	高校卒	—円	253,775円	278,650円	—円
	中学卒	—円	—円	—円	—円

(2) 昇給への人事評価の活用状況(志摩市)

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分	○		○	○
標準の区分のみ(一律)		○		
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

志摩市	三重県	国
1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,432 千円	1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,671 千円	—
(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45月分) (0.80月分)	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.615月分 (1.45月分) (0.80月分)	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45月分) (0.80月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(志摩市)

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率	○		○	○
標準の成績率のみ(一律)		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(平成29年4月1日現在)

志摩市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2~30%加算) (退職時特別昇給 無)			(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
自己都合		勸奨・定年	—		
1人当たり平均支給額		583 千円	22,109 千円		

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)		1,016	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)		169,333	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
1級地(東京都特別区)	20%	1人	20%
6級地(三重県津市)	6%	6人	6%
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)			

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数です。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)		3,082千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)		81,105円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度)		6.9%	
手当の種類(手当数)		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)
防疫作業手当	-	-	-
清掃作業手当	清掃職員	ゴミ収集業務等	2,602千円
運転業務手当	自動車運転手	給食配送業務等	220千円
土木作業手当	土木作業員	土木作業等	260千円
			支給単価
			日額 500円
			日額 400円
			日額 250円
			日額 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	115,941千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	233千円
支給実績（27年度決算）	78,948千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	159千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)
扶養手当	配偶者 月額 10,000円	同	—	52,914千円	209,976円
	子 月額 8,000円				
	父母等 月額 6,500円				
	配偶者のない場合の1人目の子 月額 10,000円				
	配偶者のない場合の1人目の父母等 月額 9,000円				
	特定期間の(★)の子 月額 5,000円				
住居手当	借家居住者 月額の家賃が12,000円を超えるとき	同	—	13,758千円	250,145円
	最高支給限度額 月額 27,000円				
通勤手当	交通機関(電車・バスなど)利用者 最高支給限度額 月額 55,000円	同	—	28,327千円	68,588円
	交通用具(自動車・バイクなど)使用者 月額 2,000円 ~ 31,600円				
管理職手当	部長級職員 60,000円	異	—	24,862千円	497,240円
	課長級職員 40,000円				
管理職特別勤務手当	管理職員が週休日等に勤務した場合 部長級職員 8,500円 課長級職員 7,000円 (6時間超の場合は150/100を乗じる)	異	—	84千円	21,000円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき 4,200円 (年末年始に勤務した場合) 8,400円	異	—	42千円	4,200円

★ 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間です。

5 特別職の報酬等の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	900,000円	類似団体における最高／最低額	
	副市長	700,000円	1,000,000円／560,000円	
報 酬	議 長	470,000円	802,000円／448,000円	
	副議長	399,000円	550,000円／347,900円	
	議 員	370,000円	500,000円／285,100円	
期末手当	市 長	(平成28年度支給割合)		
	副市長	3.95月分		
退職手当	議 長	(平成28年度支給割合)		
	副議長 議 員	2.95月分		
退職手当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	900,000円×在職月数×41.6/100	17,971,200円	任期満了時
	備考	700,000円×在職月数×25.0/100	8,400,000円	任期満了時

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

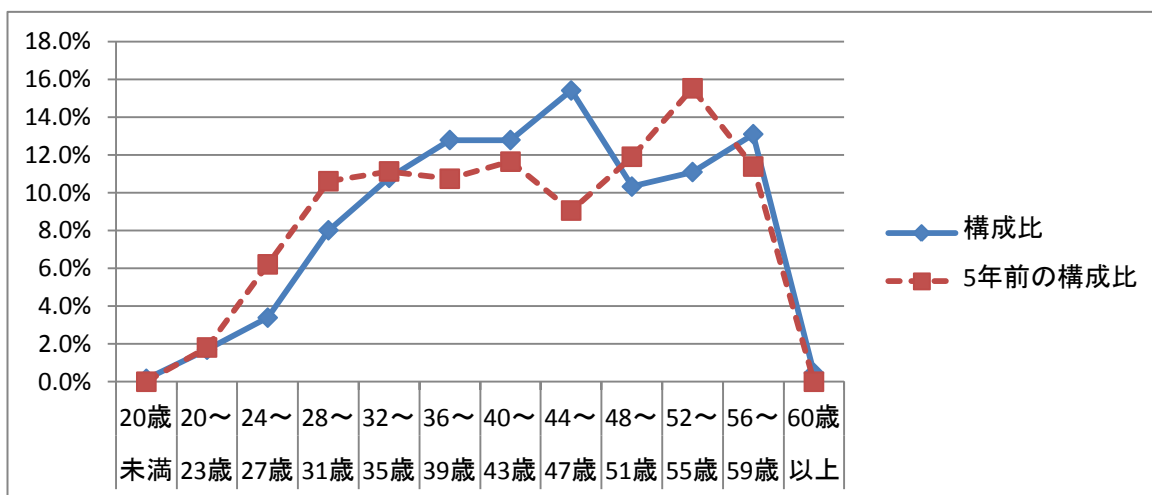
(各年4月1日現在)

部門	区分	職 員 数		対前年増減数	主な増減理由
		平成28年	平成29年		
普通会計部門	議会	5	6	1	業務の見直し・効率化、退職職員の不補充等による減
	一般行政部門	130	124	△ 6	
	総務	26	26	0	
	税務	17	20	3	
	農林水産	16	17	1	
	商工	40	39	△ 1	
	土木	147	142	△ 5	
	民生	64	62	△ 2	
	衛生				
	小 計	445	436	△ 9	
教育	99	88	△ 11	機構改革による組織の再編成	
小 計	544	524	△ 20	<参考> 人口1万人当たりの職員数 101.01人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 81.84人)	
公営企業等	病院	68	69	1	退職職員の不補充による減
	水道	25	24	△ 1	
	下水道	6	6	0	
	その他	25	26	1	
	小計	124	125	1	
合計	668 [801]	649 [801]	△ 19 [0]	<参考> 人口1万人当たりの職員数 125.11人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成29年4月1日現在)



年齢	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	11人	22人	52人	70人	83人	83人	100人	67人	72人	85人	3人	649人

(3) 職員数の推移(各年4月1日現在)

(単位: 人・%)

部門別	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	478	467	461	454	445	436	△ 42 (△ 8.8%)
教育	139	124	108	103	99	88	△ 51 (△ 36.7%)
普通会計計	617	591	569	557	544	524	△ 93 (△ 15.1%)
公営企業等会計計	156	158	145	134	124	125	△ 31 (△ 19.9%)
総合計	773	749	714	691	668	649	△ 124 (△ 16.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与費比率(B/A)	(参考) 平成27年度の総費用に占める職員給与費比率
平成28年度	1,379,782千円	319,039千円	170,622千円	12.4%	12.4%

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)	(参考)類似団体平均1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
平成28年度	25人	90,439千円	14,820千円	36,125千円	141,384千円	5,655,360円	6,166,032円

(注) 1 職員手当に退職手当は含みません。
2 職員数は平成29年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成29年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
志摩市	41.3歳	304,476円	351,421円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

志摩市(水道事業)		志摩市	
1人当たり平均支給額(平成28年度)	1,445千円	1人当たり平均支給額(平成28年度)	1,432千円
(平成29年度支給割合)		(平成29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.70月分	2.60月分	1.70月分
(1.45月分)	(0.80月分)	(1.45月分)	(0.80月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成29年4月1日現在)

志摩市(水道事業)				志摩市(普通会計一般職)			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分		勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分		勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分		勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分		最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2~30%加算)				(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2~30%加算)			
自己都合		勸奨・定年		自己都合		勸奨・定年	
1人当たりの平均支給額		20,467千円		1人当たりの平均支給額		3,552千円	
		21,280千円				22,104千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、水道事業については平成27年度、普通会計については平成28年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 水道事業については平成28年度に退職手当支給者がいないため、平成27年度の平均支給額を掲載しています。

ウ 地域手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)		0	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)		0	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
-	-	- 人	-

エ 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度)		0.0%	
手当の種類(手当数)		-	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(28年度決算)
-	-	-	-
			支給単価
			-

オ 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	6,225千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	282千円
支給実績（27年度決算）	5,357千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	243千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（28年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）
扶養手当	配偶者 月額 10,000円	同	—	3,670千円	229,375円
	子 月額 8,000円				
	父母等 月額 6,500円				
	配偶者のない場合の1人目の子 月額 10,000円				
	配偶者のない場合の1人目の父母等 月額 9,000円				
	特定期間の（★）の子 月額 5,000円				
住居手当	借家居住者 月額の家賃が12,000円を超えるとき	同	—	1,276千円	319,000円
	最高支給限度額 月額 27,000円				
通勤手当	交通機関（電車・バスなど）利用者 最高支給限度額 月額 55,000円	同	—	1,987千円	86,391円
	交通用具（自動車・バイクなど）使用者 月額 2,000円 ～ 31,600円				
管理職手当	部長級職員 60,000円	異	—	1,662千円	554,000円
	課長級職員 40,000円				

★ 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間です。

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員給与費比率 (B/A)	(参考) 平成27年度の総費用に占める職員給与費比率
平成28年度	1,129,489千円	16,408千円	686,623千円	60.8%	61.3%

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)	(参考)類似団体平均1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
平成28年度	59人	248,113千円	55,839千円	105,408千円	409,360千円	6,938,305円	6,848,026円

(注) 1 職員手当に退職手当は含みません。
2 職員数は平成29年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成29年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
医師	38.4歳	419,450円	1,137,132円
看護師 准看護師	48.6歳	321,125円	365,108円
薬剤師 医療技術職	43.2歳	327,386円	369,215円
事務職	47.3歳	340,793円	400,638円
労務職	51.1歳	268,875円	310,443円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

志摩市(病院事業)		志摩市	
1人当たり平均支給額(平成28年度)	1,550千円	1人当たり平均支給額(平成28年度)	1,432千円
(平成29年度支給割合)		(平成29年度支給割合)	
期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.70月分 (0.80月分)	期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.70月分 (0.80月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成29年4月1日現在)

志摩市(病院事業)			志摩市(普通会計一般職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2~30%加算)			(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2~30%加算)		
1人当たりの平均支給額	自己都合 3,458千円	勸奨・定年 22,020千円	1人当たりの平均支給額	自己都合 3,552千円	勸奨・定年 22,104千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)		0	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)		0	円
支給対象者	支給率	支給対象職員数	-
医師	16%	2 人	-

(注) 平成29年度より新設

エ 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度)			17,618千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度)			359,551円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度)			83.0%	
手当の種類(手当数)			6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	支給単価
病院業務手当	診療放射線技師	診療放射線業務に従事する職員	1,733千円	月額 7,000円
	臨床検査技師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、(管理)栄養士、看護師・准看護師	臨床検査技師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、(管理)栄養士、看護師・准看護師業務に従事する職員		月額 3,000円
	その他病院及び診療所に勤務する労務職員	病院業務に従事する労務職員		月額 2,000円
待機手当	放射線技師、臨床検査技師、訪問看護ステーション勤務看護師	休日等に救急患者等に対処するため自宅等で待機をした場合	141千円	1回 500円 年末年始 1回 2,000円
夜間看護手当	夜間看護に従事する職員	夜間看護業務	6,624千円	1回 3,000円 年末年始 1回 6,000円
医師手当	医師	医師免許取得後2年以上の者	8,040千円	月額 200,000円
診療手当	医師	医師免許取得後2年以上6年未満の者	-	月額 100,000円
		医師免許取得後6年以上13年未満の者		月額 120,000円
		院長、市民病院長、診療所長、副院長及び医師免許所得後13年以上の者		月額 150,000円
研修手当	医師	院長	1,080千円	月額 120,000円
		市民病院長、診療所長、副院長、診療部長、医長		月額 100,000円
		医師		月額 80,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(28年度)	10,827千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度)	200千円
支給実績(27年度)	6,706千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度)	152千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(28年度)	支給職員1人当たり平均支給年額(28年度)
扶養手当	配偶者 月額 10,000円	同	—	6,569千円	187,685円
	子 月額 8,000円				
	父母等 月額 6,500円				
	配偶者のない場合の1人目の子 月額 10,000円				
	配偶者のない場合の1人目の父母等 月額 9,000円				
特定期間の(★)の子 月額 5,000円					
住居手当	借家居住者 月額の家賃が12,000円を超えるとき	同	—	1,561千円	195,213円
	最高支給限度額 月額 27,000円				
通勤手当	交通機関(電車・バスなど)利用者 最高支給限度額 月額 55,000円	同	—	3,962千円	70,750円
	交通用具(自動車・バイクなど)使用者 月額 2,000円 ~ 31,600円				
管理職手当	部長級職員 60,000円	異	—	3,462千円	577,000円
	課長級職員 40,000円				
夜間勤務手当	22:00~5:00の間に勤務が割り振られたとき 時間外勤務単価×25/100	同	—	4,411千円	176,440円
宿日直手当	病院の当直勤務(一般職員) 5,900円 病院の当直勤務(管理職職員) 10,800円 病院の当直勤務(医師) 20,000円	異	—	2,890千円	289,000円

★ 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間です。

8 職員の競争試験の状況

区分	職種区分	受験者数	合格者数
平成28年度	事務職員	39	4
	事務職員 (障がい者枠)	2	0
	土木技術職	1	0
	保育士・幼稚園教諭	20	7
	看護師	3	3
	作業療法士	1	1
	計	62	11

9 職員の採用・退職の状況

(1) 職員の採用の状況(平成29年4月1日採用)

職種	競争試験			選考			計
	男	女	計	男	女	計	
事務職員	0	3	3	—	—	—	3
保育士・幼稚園教諭	1	6	7	—	—	—	7
看護師	0	3	3	—	—	—	3
作業療法士	1	0	1	—	—	—	1
計	1	9	10	0	0	0	10

(注) 1 職員の採用は、原則として競争試験によるものとされていますが、特殊な技術などを有する職の場合には、選考による採用を行うことができることとされています。

(2) 職員の退職の状況

年度	区分	男	女	計
平成28年度	定年退職	7	11	18
	応募認定退職	2	6	8
	自己都合退職	6	4	10
	死亡退職	0	0	0
	計	15	21	36

10 職員の勤務時間・休暇及び旅費等に関する勤務条件の状況

(1) 一般職の標準的な勤務時間(平成29年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	12時から13時まで

(注) 1 所属部署によっては、上記以外の勤務形態をとっていますが、1週間の勤務時間は38時間45分です。
 なお、市民課では毎週月曜日のみ19時まで窓口を延長し、住民票や税務証明書の一部など、各種証明書の発行業務を行っています。

(2) 週休日・休日

週休日とは、原則として毎週土曜日、日曜日をいいます。休日とは、国民の祝日に関する法律に定められた休日及び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日まで)をいいます。

(3) 年次有給休暇の取得状況(平成28年1月1日～平成28年12月31日)

総付与日数	総使用日数	対象職員	1人当たり使用日数
25,636日	5,969日	651人	9.2日

(注) 1 職員の有給休暇は、1年で20日与えられ、前年の休暇の残日数を最高20日繰り越して与えられるため、最高40日となります。

(4) 特別休暇の状況(平成29年4月1日現在)

休暇の種類	付与日数・期間など	有給・無給の別
選挙その他公民としての権利を行使する場合	必要な期間	有給
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要な期間	有給
骨髄液提供のための休暇	必要な期間	有給
災害などのボランティアのための休暇	年5日	有給
結婚休暇	連続する5日	有給
産前休暇	8週間 (多胎妊娠の場合は14週間)	有給
産後休暇	8週間	有給
1歳未満の子の授乳などの時間	1日2回 それぞれ30分	有給
妻の出産	2日	有給
妻の出産の8週間前から出産の8週間後の間で出産に係る子又は小学校就学前の子の養育に関する休暇	5日	有給
小学校就学前の子の看護	年5日	有給
短期介護	年5日	有給
忌引き	亡くなった人との続柄によって1日から7日	有給
父母等の追悼	年1日	有給
夏季休暇	6月から9月までの間で連続する5日間	有給
災害により住居が滅失した場合の復旧作業が必要な場合	7日以内	有給
災害又は交通機関の事故等で出勤が困難な場合	必要な期間	有給
災害時職員の退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要な期間	有給
介護休暇	6か月以内	無給
組合活動のための休暇	年30日以内	無給

(5) 育児休業の取得状況

平成28年度	男	女
育児休業の取得者数	0	36

(注) 1 育児休業は、対象の子どもが満3歳になるまで取得することができますが、休業期間中は、無給となります。

(6) 出張旅費制度の概要(平成29年4月1日現在)

旅費の種類	県内	県外
日当	—	2,000円
宿泊費	10,000円	12,000円

11 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

区分	分限の理由	免職	降任	休職	降給	計
平成28年度	勤務成績が良くない	0	0	0	0	0
	心身の故障	0	0	14	0	14
	職に必要な適格性を欠く	0	0	0	0	0
	職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた	0	0	0	0	0
	刑事事件に関し起訴された	0	0	0	0	0
	計	0	0	14	0	14

(注) 1 分限処分とは、職員の身分保障を前提として、一定の事由によって職員がその職責を十分果たすことができない場合に、職員の意に反して職員に不利益な身分上の変動をもたらす処分をいいます。

(2) 懲戒処分者

区分	懲戒の理由	免職	停職	減給	戒告	計
平成28年度	法令に違反した(交通事故等を含む)	0	1	0	0	1
	職務上の義務違反又は職務を怠った	0	0	1	1	2
	全体の奉仕者にふさわしくない非行	0	1	0	0	1
	計	0	2	1	1	4

(注) 1 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問うことにより、公務員の規律を維持することを目的として、職員に制裁として科する処分をいいます。

12 職員の営利企業等従事許可等に関する状況

区分	許可の内容	許可件数
平成28年度	営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の 団体の役員、顧問、評議員	1
	自ら営利を目的とする私企業を営む場合	5
	報酬を得て事業若しくは、事務に従事する場合	21
	計	27

(注) 1 職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする私企業の会社その他の団体の役員などを兼ねたり、自ら営利を目的とする私企業を営んだり、報酬を得ていかなる事業・事務にも従事してはならないこととされています。

13 職員の研修及び勤務成績の状況(平成28年度)

(1) 研修の状況

市役所における研修	新規採用職員研修 新規採用職員メンタルヘルス研修 議会答弁能力向上研修 交通安全研修 新規採用職員人権研修 ハードクレーム対応研修 人事評価者研修 LGBT研修 説明・説得能力向上研修
研修機関(三重県自治会館組合等)による研修	ワンステップ研修(新規採用職員) ツーステップ研修 スリーステップ研修 マネージャー研修 リーダー研修 公営企業会計研修 法制執務研修 税務実務研修 情報処理研修 話し方講座 法務トレンド研修 自治創造塾 行財政アカデミー 政策法務研修 訴訟対応研修 政策研修 コミュニケーションマインド向上研修 不当要求対策研修 OJT能力向上研修

(2) 勤務成績の評定の概要

任命権者は、公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講ずることとされています。

職員の能力や経歴、勤務実績等を総合的に評定することにより転任や昇任等を行い、適材適所の徹底を図っています。

14 福祉及び利益の保護状況

(1) 労働安全衛生事業の状況

労働安全衛生法及び安全衛生管理規定に基づき、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、定期健康診断を始め、安全衛生委員会の開催、産業医の健康相談等を実施しています。

(2) 互助会への加入状況

地方公務員法第42条に定められている職員の福利厚生事業や健康管理事業のほか、地方自治に関する意識向上や行政の円滑かつ能率的な運営を実現するため(財)三重県市町村職員互助会に加入しています。

- 負担金額 給料月額×4/1000
- 加入者数 663人(H28.4.1時点)
- 主な事業 給付事業、健康増進事業、元気回復事業等
- 平成28年度決算額 9,991千円

(3) その他福利厚生事業の状況

職員の共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合が、公務災害補償については地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

15 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、公平委員会が必要な審査をしたうえで判定を行い、事案の解決に当たるものです。

職員の勤務条件に関する措置の要求の状況(平成28年度)

事案数			処理件数					翌年度への繰越 (A-B)
前年度からの繰越	新規	計(A)	却下	取下げ	棄却	容認	計(B)	
0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他職員の意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合、公平委員会が審査し、その結果に基づいてその処分を承認し、修正し又は取り消す判定を行うものです。

職員に対する不利益処分についての不服申立ての状況(平成28年度)

事案数			処理件数					翌年度への繰越 (A-B)
前年度からの繰越	新規	計(A)	却下	取下げ	棄却	容認	計(B)	
0	0	0	0	0	0	0	0	0